

大分大学学術情報拠点（情報基盤センター）及び大分大学学術情報拠点（医学情報センター）並びに大分大学学術情報拠点基盤情報システム利用規程

平成20年8月7日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、大分大学学術情報拠点規程（平成20年規程第7号）第17条の規定に基づき、大分大学学術情報拠点（情報基盤センター）（以下「情報基盤センター」という。）及び大分大学学術情報拠点（医学情報センター）（以下「医学情報センター」という。）並びに大分大学学術情報拠点基盤情報システム（以下「システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者の範囲等）

第2条 情報基盤センター及び医学情報センター並びにシステム（以下「センター等」という。）を利用できる者は、次の各号に掲げる者（以下「利用者」という。）とする。

（1） 国立大学法人大分大学の役員及び職員

（2） 大分大学の学生

（3） その他特に学術情報拠点副拠点長（情報基盤センター担当）（以下「情報基盤センター長」という。）又は学術情報拠点副拠点長（医学情報センター担当）（以下「医学情報センター長」という。）が認めた者

2 前項の規定に関わらず、情報基盤センター長及び医学情報センター長は、別に定めるところにより、利用者のセンター等の利用を制限することができる。

（利用負担金）

第3条 学術情報拠点長は、センター等の利用に関して、別に定めるところにより、利用者から負担金を徴収することができる。

（弁償責任）

第4条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンター等の設備・備品等を損傷したときは、その弁償責任を負う。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、センター等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成20年学術情報拠点規程第3号）

この規程は、平成20年8月7日から施行し、同年4月1日から適用する。